

別表1

## 大北勤労者互助会共済給付内容

給付事由			全労済協会給付金	
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	600,000円	
		不慮の事故により死亡した場合	300,000円	
		疾病により死亡した場合	65歳未満	300,000円
			65歳以上	150,000円
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000円	
	会員の子が死亡した場合		10,000円	
	会員の親が死亡した場合		5,000円	
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		10,000円	
後遺障害 <sup>重度障害</sup> ・ 後遺障害保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	600,000円～24,000円	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	300,000円～12,000円	
		疾病により重度障害の状態となった場合	65歳未満	300,000円
			65歳以上	150,000円
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	休業14日以上	10,000円
			休業30日以上	15,000円
			休業60日以上	20,000円
			休業90日以上	25,000円
			休業120日以上	30,000円
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000円
			30%以上50%未満	140,000円
			20%以上30%未満	100,000円
			20%未満	40,000円
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000円
			20%以上70%未満	30,000円
			20%未満	6,000円
		会員の居住する建物の床上浸水	12,000円	
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000円	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000円	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	8,000円	
		会員の子が中学校に入学した場合	6,000円	
	二十歳の祝金	会員が満20歳に達した場合	5,000円	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	5,000円	